

信託監督人の手引き (KDP)

1 定義など

信託監督人は、受託者を監視・監督する立場にある者であり、受益者が現に存在する場合に指定されます（131条1項）。

信託法は、受益者の利益を保護し受託者の信託事務の処理を監督すべき地位にあるものとして、信託管理人（123条～130条）、信託監督人（131条～137条）及び受益者代理人（138条～144条）の3つの類型を設けています。

信託監督人は、①受益者が現に存する場合に、②信託行為の定め、又は、裁判所の決定で選任され、③原則として、受益者と同じ監督権限を、④代理人ではなく自己の名で行使します。

2 義務

信託監督人は、受益者のために善管注意義務及び誠実公平義務を負います。（126条、133条、140条）。ただし、信託法上、任務終了時の報告義務（135条2項、136条2項）はありますが、受託者（36条、37条）のような任務遂行中の報告義務は定められていません。しかしながら、受託者の信託事務の異変に気づいたのであれば、適宜に、受益者に対して報告することが望ましいでしょう。

3 権限

信託監督人は、受益者のために自己の名をもって92条各号（17号、18号、21号及び23号を除く。）に掲げる権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。ただし、信託行為に別

段の定めがある場合はそれによります（132条1項）。

また、信託監督人が複数ある場合、原則として、「共同して」権限を行使しなければなりません。「共同して」とは、対内的には複数の信託監督人が全員一致して、対外的に共同の名義で行為がなされることをいうと解されます。ただし、信託行為における別段の定めが認められており（132条2項）、例えば、過半数で意思決定する、単独名義で行為ができる、といった別段の定めが考えられます。

さらに、受益者代理人（139条4項）と異なり、受益者の権利行使が制限されることはなく、受益者と信託監督人とは、全ての監督権限について重疊的、競合的に権限を行使することになります。

4 信託法92条

92条が掲げる具体的権限は以下のとおりです（除：92条21号～26号）

- ① 信託法が受益者に認めた裁判所に対する申立権（92条1号）。例えば、裁判所に対する検査役の申立権（46条及び47条）や裁判所に対する受託者解任の申立権（58条4項）など、多くの非訟事件の申立権が受益者に認められています。
- ② 遺言信託における受託者となるべき者に対する信託の引受けの催告権（92条2号→5条1項）。
- ③ 信託財産に属する財産に対する強制執行、保全処分、担保権実行、競売、国税滞納処分などに対する異議を主張する権利（92条3号→23条5項又は6項）

- ④ 強制執行などに対する異議の訴えを提起し、勝訴した場合、必要な費用、又は、弁護士、司法書士などの報酬の信託財産からの支弁の請求権（９２条４号→２４条１項）
 - ⑤ 受託者の権限違反行為の取消権の行使、あるいは、新受託者が就任するまでの前受託者の権限違反行為の取消権（９２条５号→２７条１項又は２項、７５条４項）
 - ⑥ 受託者の利益相反行為の取消権（９２条６号→３１条６項又は７項）
 - ⑦ 受託者の信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況についての報告を求める権利（９２条７号→３６条）
 - ⑧ 法務省令で定める信託財産に係る帳簿その他の書類、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類等の閲覧又は謄写の請求権（９２条８号→３８条１項及び６項→３７条１項、２項、５項）
 - ⑨ 受託者の任務懈怠による損失填補又は原状回復の請求権（９２条９号→４０条）
 - ⑩ 法人である受託者の理事、取締役など役員を受託者の損失填補責任又は現状回復の連帯責任の請求権（９２条１０号→４１条）
 - ⑪ 受託者の法令又は信託行為違反の行為、又は、そのおそれがある場合、あるいは、公平義務違反の行為、又は、そのおそれがある場合の差止請求権（９２条１１号→４４条）
 - ⑫ 受託者の任務懈怠による損失填補又は原状回復責任、法人である受託者の理事、取締役などの連帯責任、受託者の信託違反行為などの差止めなどに係る訴えを提起し、勝訴した場合、支出した必要な費用、弁護士又は司法書士などへの報酬の支払いの信託財産からの支弁の請求権（９２条１２号→４５条１項）
 - ⑬ 前受託者による信託財産に属する財産の処分の差止請求権（９２条１３号→５９条５項）
 - ⑭ 新受託者の引継ぎまでの間における前受託者の相続人等、又は破産管財人による信託財産に属する財産の処分の差止請求権（９２条１４号→６０条３項又は５項）
 - ⑮ 前受託者や前受託者の相続人、破産管財人などによる信託財産に属する財産の処分に対する差止めに係る訴えを提起し、勝訴した場合、支出した必要な費用、弁護士又は司法書士などへの報酬の支払いの信託財産からの支弁の請求権（９２条１５号→６１条１項）
 - ⑯ 受託者の任務が終了した場合、信託行為に指定された新受託者になるべき者に対する就任承諾の催告権（９２条１６号→６２条２項）
 - ⑰ 信託行為に信託監督人となるべき者の指定がある場合の就任の承諾の催告権（９２条１９号→１３１条２項）
 - ⑱ 信託行為に受益者代理人となるべき者の指定がある場合の就任の承諾の催告権（９２条２０号→１３８条２項）
- ５ 信託監督人の手引き
- このように、信託監督人には多くの権限が認められていますが、会社法務に比べて、実際には活用されていないのが現状です。そこで、来る**１０月下旬**に、「信託監督人の手引き」をキンドル・ダイレクト・パブリッシングから出版いたします。信託監督人の活発な権限行使を促し、健全な民事信託を実現するため、豊富な書式を準備いたしました。私事で誠に恐縮ですが、電子書籍により価格も抑えることができましたので、ご一読をいただければ幸いです。
- （弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）